皇室事項

行啓

皇后陛下は、十二月十一日午前九時四十一分御出門、「伊藤和也君追悼写真展　アフガンに緑の大地を」を御覧のため、モンベルクラブプサロン（渋谷区）へ行啓、同十時五十三分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十二月十二日ケニア国の独立記念日につき、同月十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から十一月十七日オマーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十四日御答電があった。

天皇陛下から十一月十三日ベルギー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十一年十二月十五日

外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第二項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年一月十八日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏名　田中　真司

生年月日　昭和五十三年十二月二十六日生

旅券申請上の住所　栃木県栃木市平井町二五六一八

二、返納すべき旅券

旅券番号　TH四二九一六七八

旅券発行年月日　平成十九年九月七日

旅券名義人　田中　真司

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十一年十月二十六日、川越簡易裁判所から、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十一年十一月十二日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

国有林野の活用に関する基本的事項の一部改正について

国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第４条の規定により昭和46年８月20日付けで公表された国有林野の活用に関する基本的事項の一部を次のように改正したので、同条の規定により公表する。

平成 21 年 12 月 15 日

農林水産大臣　赤松　広隆

第１の２の⑴のロ中「第４条第２項に規定する農地保有合理化法人、農地法施行令第１条の４第１項第４号の２」を「第８条第１項に規定する農地保有合理化法人、同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第４条第２項第１号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第６条第２項第３号」に改める。

第２の２の⑸のロ中「、当該活用が所属替をして売り払う方法によるものである場合にあつては、所属替後、当該林野を農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づいて売り払うものとし、その他の方法によるものである場合にあつては」を削る。

国家試験

平成 22 年測量士試験及び測量士補試験の施行

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 12 月 15 日

国土交通大臣　前原　誠司

1　試験日時及び試験地

⑴　試験日時

ア　測量士試験　平成22年５月23日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。

イ　測量士補試験　平成22年５月23日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。

⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

2　受験手続

⑴　受験願書受付場所　国土地理院総務部総務課（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

⑵　受験願書受付期間及び時間

ア　受付期間　平成22年１月14日（木）から同年２月26日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）。

イ　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで。なお、受験願書を郵送する場合は、平成22年２月26日（金）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙及び受験案内は、平成22年１月14日（木）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求　○部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形２号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。

国土地理院（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

国土地理院北海道地方測量部（〒060―0808　札幌市北区北８条西２丁目１番１　札幌第１合同庁舎）

国土地理院東北地方測量部（〒983―0842　仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号　仙台第３合同庁舎）

国土地理院関東地方測量部（〒102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号　九段第２合同庁舎）

国土地理院北陸地方測量部（〒930―0856　富山市牛島新町11番７号　富山合同庁舎）

国土地理院中部地方測量部（〒460―0001　名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館）

国土地理院近畿地方測量部（〒540―0008　大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館）

国土地理院中国地方測量部（〒730―0012　広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館）

国土地理院四国地方測量部（〒760―0068　高松市松島町１丁目17番33号　高松第２地方合同庁舎）

国土地理院九州地方測量部（〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎）

国土地理院沖縄支所（〒900―0022　那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎）

各都道府県の土木関係部局の主務課

社団法人日本測量協会（〒112―0002　東京都文京区小石川１丁目３番４号　測量会館）及び各地方支部

3　合格発表及び通知　平成22年７月23日（金）に国土地理院、国土地理院各地方測量部及び国土地理院沖縄支所において合格者の氏名を公告するほか、全受験者あてに試験の結果（合否）を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

4　試験問題等の公表　国土地理院のホームページ上において、試験問題については試験実施後速やかに、標準的な解答及び合格基準については合格発表日に掲載する。

5　その他

⑴　試験場については、受験票を送付する際に通知する。

⑵　受験願書の受付期間終了後における受験地の変更については、平成22年４月２日（金）までに必着するよう文書で受験願書受付場所に届け出たものに限り認める。

6　試験に関する照会先　国土地理院総務部総務課試験登録係（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）　電話番号　029（864）8214．8248

ホームページ　http://www.gsi.go.jp/